

「学校安心ルール」

大阪市立上町中学校

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・時間厳守 ・聞く（聴く）姿勢 ・服装、身だしなみを整える ・あいさつの奨励、励行 ・言語環境を整える				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する	・学校に不必要なものを持ってくる ・物を大切にしない ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・別室指導
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・からかう、ひやかす	・自分の机等に落書きする ・学校の物をこわす ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡（保護者に来てもらう） ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の別室指導
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・夜中に出歩き徘徊する ・万引きや喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				